

## 「税抜価格による表示カルテル」（「消費税転嫁対策特別措置法」による）について

「消費税率」の引上げ決定し、10月1日から「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されました。これに対応すべく、「税・労務委員会」の原案に基づき、10月9日開催の理事会において審議した結果、「税抜価格による表示カルテル」の届出を公正取引委員会に行いました。

- 目的 \*消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、「税抜価格による表示カルテル」を届出する。  
\*消費税率引上げが、短期間に二度予定されているため、ゴルフ場事業者の事務負担に配慮する  
観点から「税抜価格による表示カルテル」を届出る。

付隨的な理由としては、ゴルフ場の利用に際しては消費税が不課税となっている「ゴルフ場利用税」のために「1ラウンド料金〇〇円（消費税、ゴルフ場利用税を含む）とのプレー料金総額表示ではプレーヤーが「消費税額」を明確に認識できない結果となっていることを是正する必要がある。

具体的な表示方法：「当ゴルフ場のプレー料金は、税抜価格表示となっております。」

一般社団法人 日本ゴルフ場事業協会 表示カルテル

（クラブハウス内の掲示に加え、ホームページ・インターネットのウェブページ上の表示も同様です。）

尚、具体的に価格表示をされる場合は、下記の方法が考えられます。

「プレー料金総額〇〇円=プレー料金〇〇円+消費税〇〇円+ゴルフ場利用税〇〇円」  
「プレー料金〇〇円（別途、消費税及びゴルフ場利用税）」

また、プレー料金については上記掲示により「税抜価格表示」とし、食堂メニュー価格や売店価格については「税込価格表示」を行うことも可能となっています。

多くのゴルフ場がインターネット集客サイトを利用していることから、「税抜価格による表示カルテル」の届出を行うことを主要なインターネットサイトを運営する企業に伝達し、協力要請を行っており、主要サイトからは一応の内諾を頂いております。

（「表示カルテル」（共同行為）に参加するかどうかは、個別の事業者及び事業者団体の自主判断に委ねられておりますので、共同行為の実施や参加を義務付けるものではありません。）

弊協会非加盟の事業者も参加可能ですので、ご賛同される事業者はお申込み、問合せ先は下記の通りです。

一般社団法人 日本ゴルフ場事業協会 TEL 03—3864—6701